

電気供給約款別紙（東京電力パワーグリッド株式会社管内）

## 実施要綱 東京 のむシリカ電力 お得スマートS

### 1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

### 2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（東京のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

また、①基本料金＋②電力量料金の合計が3（契約種別、料金単価等）へ（最低月額料金）に定める最低月額料金を下回る場合には、同3（契約種別、料金単価等）へ（最低月額料金）に定める計算方法が適用されます。

### 3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

#### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまであって、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であって、当社との協議が整ったお客さまであること。

(b) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」

といたします。)を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であるものであること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

ハ) 契約電流

- a 契約電流は、10 アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ) 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

(a) 季節区分は次のとおりとします

① 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます

② 冬季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年の場合は、翌年の2月29日までの期間)をいいます。

③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます

(b) 平日休日区分は次のとおりとします

① 平日

以下②にいう休日以外の日をいいます

② 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

(c) 時間帯区分は次のとおりとします

① ピーク時間

夏季の平日における毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます

② オフピーク時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 深々夜時間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます

④ 夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます

ホ) 基本料金および電力量料金単価 (税込)

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

10A	308円63銭
15A	462円95銭
20A	617円27銭
30A	925円90銭
40A	1,234円53銭
50A	1,543円16銭
60A	1,851円80銭

(b) 電力量料金単価

① ピーク時間

1キロワット時につき	35円40銭
------------	--------

② オフピーク時間

夏季、冬季、その他季共通

1キロワット時につき	35円40銭
------------	--------

③ 深々夜時間

夏季、冬季、その他季共通

1キロワット時につき	27円58銭
------------	--------

④ 夜間時間

夏季、冬季、その他季共通

1キロワット時につき	35円40銭
------------	--------

へ) 最低月額料金

ホ (基本料金および電力量料金単価 (税込)) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	324円80銭
---------	---------

ト) 使用電力量の算定

- (a) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (b) 料金の算定期間の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量は、季節別、平日休日別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、供給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

チ) その他

料金適用開始の日以降1年目の日までは、原則としてこの契約種別以外の契約種別に供給契約を変更することはできません。

## 附 則

### 1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

## 別 表

### 1 夜間蓄熱型機器

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、主として深々夜間または夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯温式電気温水器および蓄熱電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) (1)の「主として深々夜間または夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を深々夜時間または夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、供給契約を解約することがあります。

- (4) 当社は、(1)の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

### 2 オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に湧きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯温式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯温式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、供給契約を解約することがあります。

- (3) 当社は、(1)の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。